

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年3月3日～2022年3月9日)

令和4年(2022年)3月11日

H E A D L I N E S

政治

最新の世論調査結果

ポーランド人によるウクライナ支援に関する世論調査結果

大統領のウクライナ国境地域訪問

ウクライナのEU及びNATO加盟に関する世論調査結果

大統領による国民議会招集要請

憲法法廷による欧州司法裁判所がポーランドに罰金を科したEU法の根拠規定と憲法との適合性に関する審理の延期

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【3日】

第3回ポーランド・ルーマニア政府間協議の開催

ラウ外相とアウレスク・ルーマニア外相との会談

モラヴィエツキ首相とドゥ＝クロー・ベルギー首相との電話会談

ラウ外相のNATO外相会合出席

ドゥダ大統領とバイデン米大統領との電話会談

モラヴィエツキ首相とガヴリリツァ・モルドバ首相との電話会談

ラウ外相のEU外務理事会出席

ミエチュニク級フリゲート艦建造のパートナー国決定

プリンケン米商務長官及び米連邦議会議員団のポーランド訪問

モラヴィエツキ首相とストーレ・ノルウェー首相との電話会談

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【5日】

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【6日】

ポーランドへのM1A2「エイブラムス」戦車売却承認

モラヴィエツキ首相とグランディ国連難民高等弁務官との会談

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【7日】

ラウ外相とウィルメス・ベルギー外相との会談

米国への戦闘機の移転に関する外務省声明

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【8日】

モラヴィエツキ首相のロンドン訪問

モラヴィエツキ首相のオスロ訪問

ラウ外相とフランサ・ブラジル外相との会談

モラヴィエツキ首相のウィーン訪問

ラウ外相とビーズリー-WFP事務局長との会談

ラウ外相とヴィットフェルト・ノルウェー外相との会談

ドゥダ大統領とグテーレス国連事務総長との電話会談

米軍防空部隊の追加配備

治安等

ロシア情報機関協力者の拘束事

サイバー空間上のテロ脅威レベルの引上げ期間の延長を発表

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先 大使館領事部 電話22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

<p>経済</p> <p>ウクライナ避難民救済法案 ポーランド通貨の下落 欧州委員会筆頭上級副委員長、移行燃料としての石炭の可能性を認める ウクライナ、ポーランドからガス輸入 ポーランド独禁法当局、小型モジュール炉(SMR)建設のための関連会社設立を承認 EC、西ヨーロッパ諸国に対しロシア資源からの独立に関するロードマップ策定を要請 2021年、ロシアからの石炭輸入</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	
内 政	

最新の世論調査結果【3日】

3日、世論調査機関IBRiSが実施した最新の世論調査結果が発表された。首位は与党「法と正義」(PiS)で、支持率は37.4%であった。第2位は最大野党「市民プラットフォーム」(PO)で支持率は22.8%、第3位は「ポーランド2050」で支持率は10.9%という結果が出た。第4位は「新左派」で支持率7.2%、第5位は「農民党」(PSL)で支持率4.9%、第6位は「同盟」で支持率4.1%となった。なお、13%が「わからない」と回答した。

ポーランド人によるウクライナ支援に関する世論調査結果【4日】

4日付けジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IQSが実施したポーランド人によるウクライナ支援に関する世論調査結果を発表した。「あなたは、ウクライナを助けているか。」という問いに対し、73%が「はい」、13%が「助けるつもりである」、7%が「助けるつもりはない」、7%が「わからない」と答えた。また、80%がロシア製品の購入をボイコットしたいと考えている

という結果が出た。

大統領のウクライナ国境地域訪問【4日】

4日、ドゥダ大統領は、ウクライナと国境を接するポドカルパツキエ県を訪問し、コルチョヴァ検問所を視察した。同大統領は、国境警備隊員やウクライナからの避難民と面談した後、「助けを必要としている人々は、すべて受け入れる。今後、移住の規模がポーランドのキャパシティを超えた場合には、国際的な支援を要請することになる。誰に対しても、平等に支援が提供される。我々は、何が起きているかよく理解しており、(ウクライナからポーランドへ)辿り着いた人々を心から歓迎する。」と述べた。

ウクライナのEU及びNATO加盟に関する世論調査結果【7日】

7日付けジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施したウクライナのEU及びNATO加盟に関する世論調査結果を発表した。EU加盟については、85.2%が賛成、7.6%が反対であり、NATO加盟

に関しては、74.5%が賛成、13.9%が反対という結果が出た。マウゴジャタ・ボニコフスカ国際関係センター所長は、ウクライナは欧州の国家であり、自然な形でEUに加盟するべきであると述べた。また、同所長は、ポーランドでは、ウクライナの欧州志向を認めるプロセスが長い間続いてきたが、他の欧州諸国では、ロシアが引き起こした戦争の結果、急激に加速したと付言した。

大統領による国民議会招集要請【7日】

7日、ドゥダ大統領は、ヴィテク下院議長に対し、上下両院合同会議である国民議会(National Assembly)を招集するよう要請した。報道によれば、国民議会は、3月11日16時からストルテンベルグNATO事務総長の参加を得て実施されることになっており、ドゥダ大統領の演説やバイデン米大統領のライブ方式による演説も予定されているという。現時点で国民議会を招集する理由は明らかにされていないが、ウクライナにおける戦争や3月12日のポーランドのNATO加盟23周年によるものではないかと報じられている。

憲法法廷による欧州司法裁判所がポーランドに罰金を科したEU法の根拠規定と憲法との適合性に関する審理の延期【8日】

8日、憲法法廷は、欧州司法裁判所(ECJ)が暫定措置の不履行を理由としてポーランドに罰金支払いを命じた根拠となるEU法の規定とポーランド憲法との適合性に関する審理を延期した。現時点で、審理は3月30日に行われる予定とされている。

2021年9月20日、ECJは、ポーランドが同年5月21日にECJによってトゥルフ炭鉱における石炭採掘の即刻停止するよう命じられた暫定措置に従わなかったとして、ポーランドに1日あたり50万ユーロの罰金を欧州委員会に支払うよう命じた。また、同年10月27日、ECJは、ポーランドが同年7月14日にECJによって最高裁規律部の権限に関する国内法の規定を即時停止するよう命じられた暫定措置を履行していないとして、ポーランドに1日あたり100万ユーロの罰金を欧州委に支払うよう命じた。これらを受けて、同年11月15日、ジョブロ法務大臣兼検事総長は、ECJがポーランドに罰金支払いを命じた根拠となるEU法の規定は憲法に反しているとして憲法法廷に付託した。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【3日】

3日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、以下のとおりツイートした。

「アンジェイ、我々ならできる！正義は我らの味方だ。民間人を殺害したのは彼らだ。我々は祖国を、家族を、家庭を守る！」と、ついさっき、強い声でゼレンスキー大統領に言われた。ウクライナの英雄的な防衛者たちは、連帯と支援を必要としているのだ！

第3回ポーランド・ルーマニア政府間協議の開催【3日】

3日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したクツ・ルーマニア首相と第3回政府間協議を開催した。同協議は、「ポーランド共和国とルーマニア王国との間の強靱な同盟に関する条約」の署名から101年目を迎えた節目に行われた。同協議の主題は、二国間関係、安全保障・防衛問題、EUのアジェンダ、地域政策などであった。両国政府は、防衛産業における協力に関する協定を締結したほか、戦略的備蓄の分野での協力強化や外交・学術協力に関する協定を締結した。

両首相は、ウクライナにおけるロシア軍の違法な侵略を非難した。また、両首相は、ウクライナの独立、主権、領土の一体性に対する完全かつ揺るぎない支持を表明した。モラヴィエツキ首相は、「ノルド・スト

リーム2とノルド・ストリーム1にはガスだけが流れるわけではない。このパイプラインには罪のない人々の血も流れている。西側諸国はこのことを認識し、ロシアの戦争マシンに資金を提供するのをやめるべきだ」と強調し、「ルーマニアはポーランドにとって、西側の良心を目覚めさせる主要なパートナーの1つである。最も広範囲な制裁を要求し、西側諸国の良心を目覚めさせることは、ポーランドも行っていることである」と述べた。

ラウ外相とアウレスク・ルーマニア外相との会談【3日】

3日、ラウ外相は、ワルシャワで開催された第3回ポーランド・ルーマニア政府間協議の一環として、アウレスク・ルーマニア外相と会談を行った。両外相は、ロシアの侵略を終わらせ、ユーロ・アトランティック地域の平和と安全を回復するために、同盟国及びパートナーと共に取っている措置について議論した。両外相は、国際社会によって認められた国境におけるウクライナの独立、主権、領土の一体性への強い支持を強調した。同時に、ロシアのウクライナに対する侵略を可能な限り最も強い言葉で非難した。両外相は、政府間協議中に、両国首相出席のもと、ポーランドとルーマニアの戦略的パートナーシップに関する2022年から2026年の行動計画及び両国間の外交・学術協力に関する協定に署名した。

モラヴィエツキ首相とドゥ＝クロー・ベルギー首相と

の電話会談【4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、ドゥ＝クロー・ベルギー首相と電話会談を行った。会談の目的は、ロシアのウクライナに対する違法な攻撃に対して、連帯して対応するための調整であった。両首相は、戦争から逃れてきた人々への人道支援を含む、ウクライナへの包括的な支援の強化と調整などの問題を提起した。また、モラヴィエツキ首相は、安全保障と防衛の問題についても協議した。

ラウ外相のNATO外相会合出席【4日】

4日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたNATO外相会合に出席した。同会合には、スウェーデンとフィンランドの外相、ポレルEU外務・安全保障上級代表も出席した。また、クレーバ・ウクライナ外相も演説を行った。同会合は、ロシアのウクライナ侵攻と現在の欧州の安全保障情勢に終始した。同盟国の外相らは、ロシアとベラルーシのウクライナに対する残忍な侵略と、民間人に対する爆撃と砲撃を強く非難した。また、外相らは、主権国家に対するいわれのない侵略行為について、ロシアとベラルーシの双方が責任を負うべきだと強調した。さらに、外相らは、NATOの領土の効果的な防衛を保証するために、NATO東方を大幅に強化する必要性を確認した。ラウ外相は、NATOは同盟の国境が破られた場合に即座に対応できるよう、信頼できる援軍能力を備えていなければならないと指摘した。

ドゥダ大統領とバイデン米大統領との電話会談【4日】

4日、ドゥダ大統領は、バイデン米大統領とウクライナ情勢について1時間に及ぶ電話会談を行った。ドゥダ大統領は、バイデン大統領は、我々の態度に対して感謝すると共に、NATO条約第5条が機能しており、米国は、他のNATO諸国と共にポーランドの安全を保証しているの、冷静になるべきである、と非常に強く強調したと述べた。ドゥダ大統領は、私は、国民の間に多くの不安があることを知っているの、ポーランドがNATOの一員であり、NATO全体がポーランドの後ろにしっかりとついていいることを確信することができる、と非常に強く強調したい、と述べた。

モラヴィエツキ首相とガヴリリツァ・モルドバ首相との電話会談【4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、ガヴリリツァ・モルドバ首相と電話会談を行った。会談では、ロシアのウクライナに対する侵略に関連して両国及び国際社会がとった行動に焦点が当てられた。両首相は、ロシアによる侵略が安全保障、金融、経済など両国の情勢に与える現在及び潜在的影響について議論した。また、両首相は、両国の国境を越えるウクライナ人への支援の可能性や同分野での協力について議論した。さらに、モラヴィエツキ首相は、厳しい財政状況

に関連して、モルドバに直接的かつ返済不要の財政支援を行うことを提案した。ガヴリリツァ首相は、モルドバの行政が円滑に機能し、ロシアの侵略の影響を緩和する上で、この例外的な連帯の意思表示が重要であることを強調した。

ラウ外相のEU外務理事会出席【4日】

4日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合には、ウクライナ、米国、カナダ、英国の外相及びNATO事務総長も出席した。ラウ外相は、民間人を標的とした大規模な攻撃がウクライナの状況をますます困難なものにしていると指摘した。同外相は、欧州の価値と安全のために戦っているウクライナは、これまで以上に西側諸国を必要していると強調した。さらに、同外相は、特にロシアとそれを支援するベラルーシの銀行システムをSWIFTから完全に切り離し、ロシアからの主要なエネルギー資源の輸入を禁止することによってロシアを直ちに収入源から切り離すべきだと強調した。ラウ外相は、EUはウクライナ人に、より良い未来への希望を与えなければならないと強調した。

ミエチュニク級フリゲート艦建造のパートナー国決定【4日】

4日、ブワシュチャク国防大臣は、3隻のミエチュニク級フリゲート艦建造計画において英国が建造パートナーになることを発表した。計画では2033年までにポーランド海軍は3隻のフリゲート艦を引き渡される。1番艦は2026年に引き渡される予定である。

プリンケン米国務長官及び米連邦議会議員団のポーランド訪問【5日】

5日、モラヴィエツキ首相及びラウ外相は、ポーランド・ウクライナ国境のジェシュフを訪問したプリンケン米国務長官と会談を行った。モラヴィエツキ首相との会談の主な議題は、ウクライナの現状とNATO東方の強化であった。同首相は、「我々は、制裁に抜け穴がないようにすることについて話した。これは、資産凍結をできるだけ広範囲に行うためにSWIFTから排除されない銀行はないということを意味する」と述べた。また、同首相は、「ウクライナの状況は、ここ数十年で前代未聞のことである。ポーランドは、同盟国と共に、米国と共に、NATOの加盟国と共に、東欧とEUにおいてさらに強力な安全保障体制を構築しなければならない」と述べた。

ラウ外相とプリンケン長官の会談の主な議題は、対露制裁の強化、東方を含むNATOの軍事的強化、ウクライナへの包括的支援、ウクライナからポーランドへの難民流入に関連した人道支援分野についてであった。また、同外相は、委員長のグレゴリー・ミークス下院議員を含む下院外交委員会のメンバーを中心とした、超党派の代表からなる米連邦議会の代

表団と会談した。同訪問は、ロシアのウクライナへの侵略に対する米連邦議会の積極的な対応の一環であった。会談では主に、ウクライナへの包括的支援、特にウクライナ避難民のポーランドへの流入に関連した人道支援に関する問題について議論された。

モラヴィエツキ首相とストーレ・ノルウェー首相との電話会談【5日】

5日、モラヴィエツキ首相は、ストーレ・ノルウェー首相と電話会談を行った。両首相は、ウクライナに対する包括的な支援と、戦争行為から身を守る人々への人道的支援の調整問題について議論した。また、対露制裁の強化や安全保障・防衛についても議論された。エネルギー安全保障は、欧州の供給システムにおいてノルウェーが果たす要となる役割という観点から重要な問題であった。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【5日】

5日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、以下のとおりツイートした。

ゼレンスキー大統領と話した。ウクライナでは多くのことが起きており、ロシアは残忍だが、決意と闘志は、ウクライナを防衛する人々及び彼らの大統領から離れることはないと言断できる。彼らの士気は高く、勝利への鉄の意志を持っている。彼らは、すべての支援に感謝し、さらに多くの支援を求めている。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【6日】

6日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、以下のとおりツイートした。

ゼレンスキー大統領は、ロシアの軍隊と戦車は、絶え間なくキエフの近くに集まってきていると言った。しかし、ロシア軍には、熱狂も強襲の覚悟も見られない。それに対して、首都キエフの防衛者は、戦う準備ができており、敵を撃退するモチベーションが高い。あらゆる支援が重要である。

ポーランドへのM1A2「エイブラムス」戦車売却承認【6日】

6日、ブワシュチャク国防大臣は、米国議会が米国製のM1A2「エイブラムス」戦車250両をポーランドに売却することを承認したことを受けて、「これはここ数年で最も重要な軍備計画である。」と述べた。全般司令部によると、はじめに28両のM1A2「エイブラムス」戦車が引き渡される。

モラヴィエツキ首相とグランディ国連難民高等弁務官との会談【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したグランディ国連難民高等弁務官（UNHCR）と会談を行った。同会談の主な議題は、ウクライナ戦争で東部国境を越えてきた人々への支援であった。グランディ高等弁務官は、ポーランドにいるウクライナ難民の財政的な支援を含む支援に取り組むことを発表した。同弁務官は、ウクライナ難民を寛大に支援するポーランド社会の姿勢について、感嘆と感謝の念を持って言及した。また、難民を支援するために、政府、県地方当局、国境当局が効率的かつ協動的に働いていることも指摘した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【7日】

7日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、以下のとおりツイートした。

VVP（注：プーチン露大統領）が、家を壊し、民間人を殺すことで、ウクライナ人の意志と精神を打ち砕くことができると考えているならば、それは大きな間違いである。ゼレンスキー大統領が自分に述べたように、破壊された家や殺された犠牲者の数だけ、防衛者の抵抗力が増し、勝利への意志が高まるのだ。

ラウ外相とウィルメス・ベルギー外相との会談【8日】

8日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したウィルメス・ベルギー副首相兼外相と会談を行った。両外相は、特にNATO東方の強化の問題及び対ロシア制裁の強化も含むロシアのウクライナ侵略に対するEUの共同対応について協議した。また、両外相は、ウクライナへの人道的支援についても触れ、その拡大の必要性と同分野におけるポーランドとベルギーの良好な協力関係を強調した。ウィルメス外相はポーランド訪問中、ポーランド・ウクライナ国境のプシェミシルとメディカを訪問し、ウクライナからの難民の状況について視察した。

米国への戦闘機の移転に関する外務省声明【8日】

8日、外務省は、MIG-29戦闘機の米国への移転に関する声明を発出した。同声明は、ポーランドが保有するすべてのMIG-29戦闘機を直ちに無償でラムシュタイン基地（注：独に所在する欧州最大の米空軍基地）に移動し、米国が自由に使えるようにする用意があると表明し、同時に、ポーランドは米国に対し、同等の運用能力を持つ中古航空機の提供を要請している。ポーランドは、この戦闘機を購入するための条件を直ちに設定する用意があると述べた。また、同声明は、MIG-29を保有する他のNATO諸国に対して同様の措置をとるよう要請した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【8日】

8日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談後、同大統領は、以下のとおりツイートした。

ゼレンスキー大統領によると、ロシアはもはや正面から攻撃してくる可能性はない。それどころか、村や町を容赦なく爆撃して民間人を恐怖に陥れている。ロシアの残虐行為は、ウクライナの防衛者たちの戦意と決意を強めるだけだ。ウクライナを支援しよう！

モラヴィエツキ首相のロンドン訪問【9日】

9日、モラヴィエツキ首相は、ロンドンで開催された「V4+英国」首脳会合に参加した。同会合の主題は、ロシアのウクライナに対する侵略とその欧州の安全保障への影響であった。首脳らは、エネルギーやサイバー・セキュリティなど、武力紛争が欧州諸国の安全保障に及ぼす影響について議論した。また、首脳らは、ウクライナを支援し、国民を援助する方法についても協議した。同会合後、モラヴィエツキ首相は、ジョンソン英首相と二国間会談を行った。

モラヴィエツキ首相のオスロ訪問【9日】

9日、モラヴィエツキ首相は、ロンドンを訪問した後、オスロでストーレ・ノルウェー首相と会談した。両首脳は、現在のウクライナ情勢と対露制裁について協議した。同首相は、「ノルウェーとの協力関係は、一つは安全保障、もう一つはエネルギーの2つの柱に基づくものである」と述べた。同首相は、「ノルウェーは、バルト諸国やポーランドと同じようにロシアやフィンランドと国境を接しており、これは我々がNATO東方で強く結束しなければならない理由である。だからこそ、ストーレ首相との非常に緊密な協力関係に感謝する。近々NATOの枠組で軍事演習を行う予定である。また、我々は、NATO東方を強化することについても議論したが、これは我々ができるだけ団結して強くあることを望んでいるからである」と付言した。

ラウ外相とフランス・ブラジル外相との会談【9日】

9日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したフランス・ブラジル外相と会談を行った。フランス外相は、ウクライナへの人道支援物資の移送とブラジル国民の母国への避難の調整のためポーランドに滞在していた。会談の主な議題は、ロシアの武力侵攻によって引き起こされたウクライナの人的危機の現状と、戦争を止めるための外交的解決策を模索する必要性、ポーランドやブラジルなどの国際社会が実施する支援活動、及び現状がもたらす世界経済への影響についてであった。フランス外相は、ブラジル人が戦争の最中にあるウクライナからポーランドへ容易に入境できるようにしたポーランドに対して謝意を表明した。また、同会談は、ポーランド・ブラジル間の政治・経済関係の発展への展望を提起する機会にもなった。

モラヴィエツキ首相のウィーン訪問【9日】

9日、モラヴィエツキ首相は、ウィーンを訪問し、ネーハマー奥首相と会談を行った。会談の主要な議題は、ウクライナに対する包括的支援の強化と調整、エネルギー分野などにおける対露制裁の強化などであった。会談後、モラヴィエツキ首相は、ロシアの資金の出所は主にオリガルヒやロシアが輸出している石油、ガスなどであると指摘し、対露制裁は現実的で具体的、かつ効果的であるべきだと訴えていると述べた。また、同首相は、ノルウェーへのバルト海ガスパイプライン建設に関する政府の一貫した行動により、6ヵ月後にはポーランドはロシアのガスから完全に独立することになると強調した。さらに、同首相は、平和的で民主的なロシアとは協力したいが、ウクライナの主権をこのような残酷な方法で破壊することには同意できない、と付言した。

ラウ外相とビーズリー国連世界食糧計画事務局長との会談【9日】

9日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したビーズリー国連世界食糧計画(WFP)事務局長と会談を行った。会談の議題は、ロシアの軍事侵攻に関連して、ポーランド政府とWFPがウクライナへの人道支援分野で協力することであった。ポーランドを通じてウクライナに提供される食糧及び物資支援の組織と調整に関する問題や、ウクライナでの戦争勃発が世界経済やウクライナが重要な生産者である農産物の供給に与える影響についても議論された。ビーズリー事務局長は、ウクライナ戦争が勃発した際、ポーランドが直ちに行動を起こしたこと、特にポーランド市民が自発的かつ草の根レベルで大規模な活動を行い、ポーランド国内のウクライナ難民に対する包括的な援助を組織したことを称賛した。

ラウ外相とヴィットフェルト・ノルウェー外相との会談【9日】

9日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したヴィットフェルト・ノルウェー外相と会談を行った。会談の主な議題は、ロシアのウクライナに対する侵攻と、欧州及び世界的な側面における政治、安全保障、軍事、人道的な次元でのその結果であった。ポーランド訪問中、ヴィットフェルト外相は、ドロフスクの難民受け入れセンターを訪問し、難民やボランティアと面会した。同外相は、ウクライナの人々への人道的支援を行うポーランドの努力に謝意を表明した。また、同外相は、ノルウェーは人道支援で大きな貢献をしていると指摘し、難民に対する特別な支援を提供しているポーランドやウクライナと直接国境を接する国々への援助を宣言した。さらに、同外相は、ポーランドがウクライナの人々のためにどれほど尽力しているかに感銘を受けており、援助のための取組を効果的に支援したいと述べた。

ドゥダ大統領とグテーレス国連事務総長との電話会談【9日】

9日、ドゥダ大統領は、グテーレス国連事務総長と電話会談を行い、ウクライナの政治的・人道的状況について議論した。同大統領は、ウクライナにおける国連の平和イニシアティブを支援する用意があることを表明した。

米軍防空部隊の追加配備【9日】

米軍によると、米国、同盟国軍およびNATOの領域を多くの潜在的な脅威から守るため、新たに防空ミサイル「パトリオット」2コ中隊がポーランドに2022年末までに配備変換され、2023年から2024年までの間に運用能力を獲得する予定である。

治 安 等**ロシア情報機関協力者の拘束事案【4日】**

4日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、2月27日未明、ウクライナ国境付近に位置するプシェミシルにおいて、スパイの疑いがあるとしてロシア出身のスペイン人を拘束したと発表した。同容疑者は、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）の協力者であり、ジャーナリストとしての地位を利用しロシアのために活動していたとされる。ポーランド滞在中、ロシア情報機関が利用することによって、ポーランド内外の安全保障や国防に

直接的な悪影響を及ぼす可能性がある情報を入手したという。

サイバー空間上のテロ脅威レベルの引上げ期間の延長を発表【4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、同日までを期限としていたサイバー空間上の警戒レベルの引上げ期間を同15日まで延長すると発表した。現在、同レベルの第三段階目である「CHARLIE」がポーランド全土に発令されている。

経 済**経済政策****ウクライナ避難民救済法案【7日】**

7日、ポーランド政府は、ウクライナ避難民に対する国家支援法案を承認。今週中にも議会で可決され、施行される見通し。モラヴィエツキ首相は、ウクライナ人は最長18ヶ月間合法的にポーランドに滞在でき、同期間はさらに18ヶ月間延長することが可能と説明。地方自治体には、ウクライナ避難民のための教育に関する追加措置のための資金が提供され、ウクライナ人はポーランド人と同等の条件でポーランドの医療制度を享受できることになる。ウクライナ避難民を支援するポーランド人家族に対して、最長2ヶ

月間、1日あたり40ズロチ（約8ユーロ）支援する。マロング家族・社会政策大臣はウクライナ人に合法的な居住権と労働市場へのアクセスを提供するものであり、失業率の低いポーランドの労働市場はウクライナ人を吸収できると発言。

ユーロスタットによれば、1月のポーランド失業率は2.8%とEU27カ国中2番目の低さであり、ウクライナ人労働者の流入は長期的にはポーランドの2023年のGDP成長率を0.2~0.3%押し上げ、インフレ抑制に寄与すると期待されている。

マクロ経済動向・統計**ポーランド通貨の下落【8日】**

ポーランド中央銀行による外国為替市場への介入によっても、ポーランド通貨（ズロチ）の下落を止め

ることができず、7日、歴史上初めてユーロが5ズロチを超え、今世紀に入って最も高い下落となった。

エネルギー・環境**欧州委員会筆頭上級副委員長、移行燃料としての石炭の可能性を認める【4日】**

当地紙によると、ティーママンス欧州委員会筆頭上級副委員長（グリーンディール担当）は、ウクライナでの戦争はEUの気候政策のすべてを変えると発言した。ポーランドと他の数カ国は、まず石炭から天然ガスに移行し、その後再生可能エネルギーに移行する予定だった。しかし、ロシアのガスは、もはや望ましい移行燃料ではなくなった。そのため、ポーランドは石炭を長く利用し、その後再生可能エネルギーに直接移行することも考えられると同氏は認めた。

ポーランド国営電力会社PGE社長は、この発言について、ポーランドのエネルギー移行に関する立場を確認するものと歓迎した。

ウクライナ、ポーランドからガス輸入【5日】

5日、ウクライナの国営ガス供給会社は、ポーランドのガスパイプライン運営会社 Gaz-System S.A.との間で、ポーランドからのガスの輸入容量を保証することに合意したと発表した。これにより、6日からウクライナはポーランドからガスを輸入できるようになり、さらにポーランドのLNGターミナルから液化ガスの輸入も可能となる。

同社によると、今後はスロバキア、ハンガリー、ポーランドの3方向からガスを調達する予定としている。ウクライナは、欧州最大のガス消費国の1つで、2015年にロシアからのガス輸入を停止し、欧州から購入している。

ポーランド独禁法当局、小型モジュール炉(SMR)建設のための関連会社設立を承認【7日】

ポーランドの独占禁止法当局(UOKiK)は、国営石油・ガス会社のPKN Orlenとシントス・グリーン・エネルギーがSMRを建設・運営するための会社の設立を承認した。新会社の名称はOrlen Synthos Green Energyとなり、それぞれ合弁会社の株式の50%を保有する予定。

2021年12月、両社はポーランドにおける原子力技術の開発とSMRを建設する合弁会社の設立を目的とした投資契約に調印した。

ECに対しロシア資源からの独立に関するロードマップ策定を要請【8日】

モラヴィエツキ首相は、欧州委員会と西ヨーロッパ諸国に対し「ロシアの石油、天然ガス、石炭からの望ましい独立」の実現に向けたロードマップを作成する

よう訴えた。同要請は、ノルウェーとの首脳会談の後に実施され、天然ガス資源が豊富なノルウェーの役割を強調した。

なお、ロシア資源からの独立に関するポーランドの世論調査結果では、回答者の67.8%がロシアからの資源の禁輸に賛成し、52.7%がエネルギー安全保障のために高額な料金や税金を支払っても構わないと回答した。

2021年、ロシアからの石炭輸入【8日】

ユーロスタットによると、2021年、ポーランドはロシアから830万トンの石炭と原料炭を輸入し、30億ズロチ以上(約6.3億ユーロ)を支払った。ロシアの石炭は硫黄分が少ないため、ポーランドの暖房設備で使用可能で、比較的安価なため、個人世帯主の間で人気があった。

ポーランドの炭鉱は増産できないため、理論的にはカザフスタンやモンゴルからの供給で補うことができるが、ロシアを通過する必要があるため混乱が生じる可能性がある。輸入先としては、オーストラリア、アメリカ、モザンビーク、コロンビア、チェコなどがあるが、価格はかなり高くなる可能性がある。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっております。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっております。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)~2022年3月13日(日)】

ワルシャワ市の国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki, plac Stanisława Małachowskiego 3

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)~2022年5月3日(火)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】 シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展【3月1日(火)~4月1日(金)】

ヴロツワフ市にて、社会福祉法人福田会主催「シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展」が開催されます。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所: ヴロツワフ市、Muzeum Sztuki Mieszkańskiej w Starym Ratuszu, Sukiennice 14/15, Wrocław

詳細: <https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせEメールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)